

# 江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例

平成二十三年十一月四日  
条例第二十七号

## (目的)

第一条 この条例は、歩行喫煙及び吸い殻・空き缶等のポイ捨ての防止に関し、江戸川区（以下「区」という。）、区民等、事業者及び関係行政機関の責務を明らかにする等必要な事項を定めることにより、環境をよくする地区協議会を中心にこれまで進めてきた活動をさらに発展させ、区民等の身体及び財産への被害の防止を図り、もって安全かつ清潔な生活環境を保全することを目的とする。

## (用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 区民等 区内に居住し、滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- 二 事業者 区内において事業活動を行う全てのものをいう。
- 三 関係行政機関 区内を管轄する警察署、消防署、国道及び都道の管理事務所その他の行政機関をいう。
- 四 公共の場所 道路、公園、河川敷、広場その他の公共の用に供する場所（屋外に限る。）をいう。
- 五 歩行喫煙 歩行中（自転車等による移動中を含む。）に喫煙し、又は火の付いたたばこを所持することをいう。
- 六 吸い殻・空き缶等 たばこの吸い殻、空き缶、空き瓶、ペットボトル、新聞紙、雑誌、紙くずその他みだりに捨てられることによって地域環境の悪化につながる物をいう。
- 七 ポイ捨て 吸い殻・空き缶等を収納又は収集するために定められた場所以外の場所に捨てる行為又は置き去る行為をいう。
- 八 受動喫煙 他人のたばこから発生した煙にさらされることをいう。

## (区の責務)

第三条 区は、この条例の目的を達成するため、広報、啓発その他必要な施策を推進しなければならない。

- 2 区は、前項の施策を実施するに当たっては、区民、事業者、関係行政機関及び環境をよくする地区協議会と協力を図り、施策の効果が最大限に発揮されるよう努めなければならない。

## (区民等の責務)

第四条 区民は、地域における連帯意識を高め、相互に協力して快適で住みよい地域社会の形成に寄与するため、自主的な地域美化活動を推進するよう努めなければならない。

- 2 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

## (事業者の責務)

第五条 事業者は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

## (関係行政機関の責務)

第六条 関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

## (歩行喫煙及びポイ捨ての禁止等)

第七条 区民等は、公共の場所において、歩行喫煙及びポイ捨てをしてはならない。

- 2 区民等は、喫煙により受動喫煙、火傷その他の被害を生じさせることのないよう配慮しなければならない。

## (受動喫煙防止重点区域)

第八条 江戸川区長（以下「区長」という。）は、公共の場所のうち、特に受動喫煙の防止を図る必要があると認める地域を受動喫煙防止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

- 2 区長は、前項の規定により重点区域を指定したときは、次に掲げる事項を告示するとともに、区民等への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。
  - 一 重点区域の指定の日及びその範囲
  - 二 前号に定めるもののほか、区長が必要と認める事項
- 3 区長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。この場合において、前項の規定は、当該指定の変更又は解除について準用する。

## (重点区域内での喫煙の禁止)

第九条 区民等は、重点区域内において、喫煙をしてはならない。ただし、喫煙をすることができる場所として区長が指定した場所（以下「喫煙場所」という。）においては、この限りでない。

- 2 区長は、喫煙場所を指定し、変更し、又は解除したときは、区民等への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

## (委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。